

第6章 台湾

関税

関税構造

本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第2部第5章1を参照。

<措置の概要>

関税法、関税法施行細則及び関連法規において、関税率などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN 税率が適用される。また、自由貿易港区設置管理条例において規定される自由貿易工港区（空港、港等）では、輸出入規制を受けずに区域内の貨物自由流通が認められ、輸入関税、物品税、営業税の賦課を免除する税制優遇措置がある。

台湾の2024年時点の全品目の譲許率は100%である。また、2024年時点の全品目の単純平均譲許税率は6.7%であり、非農産品については5.0%であるが、鉱工業品分野でも輸送機器（最高30%）、機械類、事務用及び計算用機械（最高20%）等の高関税品目が存在する。なお、2024年時点の非農産品の単純平均実行関税率は4.8%であった。

なお、2002年11月のWTO加盟時、自動車については関税割当制度（第2部第5章関税1（1）②参照）によることとなっていたが、2011年に当該制度が撤廃された。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるというWTO協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015年12月に妥結したITA拡大交渉（詳細は、第II部第5章2.（2）ITA（情報技術協定）交渉を参照）について、台湾は、2016年7月から対象品目201品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、ビデオ録画・再生機器（14%）、スイッチ類（12.5%）、テレビ受信機器（10%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が2021年に撤廃された。

東京電力福島第一原発の事故発生後に導入された日本産食品への輸入規制措置については、2022年2月以降、段階的な見直しが行われ、2025年11月に全面撤廃された。

サービス貿易

電気通信分野の規制

最近の動きとして、2019年6月に新たに制定された電気通信管理法（Telecommunications Management Act）で

は、電気通信サービス市場の競争力促進のための条項が盛り込まれた（2020年7月1日施行）。具体的には、市場価格やサービス条件に明らかに影響を与えることができる等の条件に該当する、市場において重要な力を持つ電気通信サービス事業者に対し、主管庁は特別な規制措置を実施し、ネットワークへの相互接続やサービス料金の設定等について改善を命じることができることとなった。

これまでの詳細は2017年版不公正貿易報告書141頁参照。